

各務原市学校給食用物資納入業者登録等に関する要領

(令和4年11月8日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、学校給食用物資（別表第1に掲げる物資。以下「給食用物資」という。）を納入する者（以下「納入業者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給食用物資の調達等)

第2条 給食用物資の納入業者は、当該給食用物資について各務原市学校給食用物資納入業者登録名簿（様式第1号。以下「登録名簿」という。）への登録を受けている者（以下「登録者」という。）の中から選定するものとする。

(登録の資格要件)

第3条 登録名簿への登録の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 各務原市競争入札参加者名簿（物件の買入等）に登載されていること。ただし、別表第1主食等の部2の項に掲げる給食用物資のみを登録しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の法令等により定められた許可、認可、免許等（以下この号において「許認可等」という。）又は届出を要する者にあつては、当該許認可等を受け、又は届出を行っていること。
- (3) 別表第1共同購入物品の部及び主食等の部に掲げる給食用物資に係る登録を受けようとする者にあつては、当該所管保健所が実施する食品衛生監視票（食品衛生監視票について（令和3年3月26日薬生食監発第0326第5号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）別添1に定める様式をいう。次条第2号オにおいて同じ。）による評価を受けていること。
- (4) 品質管理が確実に行われ、仕入れから納品に至るまでの全ての工程において、食品の安全及び衛生管理が徹底されていること。
- (5) 食品を取り扱う施設として衛生管理上必要な倉庫、冷蔵施設、冷凍施設その他の品質保持のために必要な設備を完備していること。
- (6) 別表第1共同購入物品の部に掲げる給食用物資に係る登録を受けようとする者にあつては、別表第2の1の項から14の項までに掲げる単独調理校及び27の項に掲げる各務原市学校給食センターへ配送ができること。

(7) 別表第1 随時購入物品の部及び主食等の部に掲げる給食用物資に係る登録を受けようとする者にあつては、別表第2 に掲げる配送場所へ配送ができること。

(8) 仕入れ及び製造加工能力等があり、学校給食の実施に必要な数量の給食用物資を確実に供給できること。

(9) 緊急の納入等に対応するため、概ね1 時間3 0 分以内に、希望する配送先に納入することができる本店、支店、営業所、工場等の固定した事業施設を各務原市内又は各務原市近隣に有すること。

(1 0) 2 年以上の事業実績を有する者であること。

(1 1) 次のいずれにも該当していない者であること。

ア 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成1 4 年9 月3 0 日決裁）の規定による資格停止を受けている者

イ 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成2 2 年7 月2 3 日決裁）第3 条に規定する暴排措置対象法人等に該当する者

(1 2) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
（登録の申請）

第4 条 登録名簿への登録を受けようとする者は、各務原市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書（様式第2 号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会へ申請しなければならない。

(1) 誓約書（様式第3 号）

(2) 次に掲げる区分に該当する者にあつては、当該区分に定める書類

ア 食品衛生法第5 5 条第1 項に規定する許可を要する者 営業許可証の写し

イ 食品衛生法第5 7 条第1 項に規定する届出を要する者 届出の事実が分かる書類の写し

ウ 各務原市競争入札参加者名簿（物件の買入等）に登載されている者 審査済通知書

エ 各務原市競争入札参加者名簿（物件の買入等）に登載されていないが、入札参加資格審査申請書（物件の買入等）を提出し、審査を受けている者 申請の事実が分かる書類

オ 別表第1 共同購入物品の部及び主食等の部に掲げる給食用物資に係る登録を受けようとする者 当該所管保健所の食品衛生監視票（令和3 年6 月1 日以降かつ直近2 年間に実施したもの）の写し

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

(登録の審査及び通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を各務原市学校給食用物資納入業者登録通知書（様式第4号）により通知する。

(登録名簿の作成期間及び登録資格の有効期間)

第6条 登録名簿は、3年ごとに作成するものとする。

2 登録名簿の登録資格の有効期間は、新たな登録名簿の作成日の前日までとする。

(登録の変更及び廃止)

第7条 登録者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、各務原市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書（様式第2号）及び教育委員会が必要と認める書類を提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査するものとする。

3 登録者が営業を廃止し、若しくは休止し、又は登録名簿への登録を廃止しようとする場合は、各務原市学校給食用物資納入業者登録廃止届（様式第5号）により速やかに教育委員会に申請するものとする。

(登録の取消し)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、納入業者の登録を取り消すことができる。

(1) 第3条各号に掲げる登録要件に適合しなくなったとき。

(2) 前条第3項の規定による申請を行ったとき。

(3) 登録申請に当たり、虚偽の申請をしたことが判明したとき。

(4) 誓約書の誓約内容を遵守することができないとき。

(5) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

(6) その他学校給食の運営に当たり、著しく適正を欠くと認められるとき。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日以後に納入される給食用物資について適用する。

附 則（令和7年3月28日教育長決裁）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年8月28日から施行する。

別表第1

種類	取扱物資区分	代表的な商品例
共同購入物品	1 冷凍食品類	むき枝豆（冷凍）
	2 乾物類	干し椎茸スライス、米ひじき、炒りごま（白）、すりごま（白）、花かつお（破砕）、片栗粉（じゃがいもでんぷん）
	3 調味料・香辛料類	三温糖、中双糖
	4 油脂類	揚げ油（キャノーラ油、米油、大豆油）、炒め油（サラダ油）
	5 その他	たけのこ水煮
随時購入物品	1 魚介類	魚類、貝類、甲殻類
	2 肉類	精肉
	3 卵類	うずら卵（水煮）、炒り卵
	4 乳製品類	調理用牛乳、生クリーム、調理用ヨーグルト、チーズ、調理用バター、脱脂粉乳
	5 野菜・カット野菜類	野菜類、いも類、きのこ類、トマト水煮（カット）、おろししょうが、おろしにんにく、きざみしょうが、山菜水煮
	6 果物類	果物、カットプルーン、シロップ漬け（みかん、パイナップル、黄桃）
	7 調理済加工品類	ベーコン、ハム、フランクフルト、焼豚、ツナ、煮干し、ちくわ、かまぼこ、はんぺん、魚介類切り身、魚フライ、ハンバーグ、ミートボール、コロッケ、加熱レバー、鮭フレーク、ツナフレーク、餃子、シューマイ、春巻き、オムレツ、卵焼

	8 冷凍食品類	バラ凍結肉、冷凍肉、冷凍液卵、冷凍野菜、冷凍果物、冷凍貝類、冷凍魚類、冷凍甲殻類、冷凍うどん、冷凍湯葉、冷凍生麩
	9 乾物類	乾燥わかめ、青のり、煮干し、削り節（だし用）、高野豆腐、ハーブ、ワンタン、糸寒天、海藻ミックス、角切り昆布、茎わかめ
	10 調味料・香辛料類	食塩、酒、酢、みりん、ワイン、トマトピューレ、しょうゆ、ケチャップ、豆板醤、こしょう、唐辛子、カレー粉、テンメンジャン、味噌、ゆかり粉、練梅、塩昆布、ココア、シナモン、レモン果汁、マヨネーズ、コチュジャン、オイスターソース、ルー（カレー、ホワイト、ハヤシ、コーン）、クラス用ドレッシング
	11 豆・大豆製品類	小豆、手亡豆、金時豆、大豆、木綿豆腐、焼き豆腐、油揚げ、厚揚げ、納豆、調整豆乳
	12 こんにゃく類	こんにゃく、しらたき
	13 デザート類	個別ヨーグルト、プリン、ゼリー、ケーキ、アイスクリーム（クラス分け、ドライアイス付き配送）、個別フルーツ
	14 穀物類	もち米（クリスタルライス）、でん粉、パン粉、米粉、麩、春雨、ビーフン、スパゲティ、マカロニ、うどん、中華麺、白玉団子、白米、マロニー、ホットケーキミックス、薄力粉、玄米子
	15 油脂類	胡麻油、オリーブ油
	16 その他	昆布、ジャム、ナッツ類（くるみ、アーモンド、カシューナッツ）、一食用ふりかけ、チョコチップ、はちみつ、キムチ、カットゼリー（和え用）
主食等	1 主食	米飯、パン、麺（個包装）
	2 飲用牛乳	飲用牛乳

備考 主食等の部2の項に掲げる給食用物資の登録を受けた場合は、随時購入物品の部4の項に掲げる調理用牛乳の登録も受けたものとみなす。

別表第 2

配送場所	所在地
1 那加第二小学校	各務原市那加雲雀町 1
2 尾崎小学校	各務原市尾崎南町 3 - 2
3 稲羽西小学校	各務原市大佐野町 1 - 2 3 3
4 川島小学校	各務原市川島河田町 1 0 4 1 - 3
5 鶉沼第一小学校	各務原市鶉沼西町 4 - 1 7 9
6 鶉沼第三小学校	各務原市新鶉沼台 4 - 1
7 八木山小学校	各務原市つつじが丘 1 - 1
8 那加中学校	各務原市那加東垂町 4 8
9 桜丘中学校	各務原市那加不動丘 1 - 7 7
1 0 川島中学校	各務原市川島河田町 1 0 2 8 - 1
1 1 鶉沼中学校	各務原市松が丘 2 - 1 0 0
1 2 緑陽中学校	各務原市緑苑北 1 - 4
1 3 蘇原中学校	各務原市蘇原青雲町 1 - 1 0
1 4 かかみがはら支援学校	各務原市鶉沼羽場町 2 - 3 - 1
1 5 那加第一小学校	各務原市那加手力町 2 2 - 5
1 6 那加第三小学校	各務原市那加東垂町 1 - 1
1 7 稲羽東小学校	各務原市前渡西町 1 3 9 3
1 8 鶉沼第二小学校	各務原市鶉沼各務原町 2 - 2 6 0
1 9 各務小学校	各務原市各務おがせ町 4 - 7
2 0 緑苑小学校	各務原市緑苑北 1 - 2 6
2 1 陵南小学校	各務原市鶉沼大伊木町 4 - 4 2 5
2 2 蘇原第一小学校	各務原市蘇原野口町 1 - 1
2 3 蘇原第二小学校	各務原市蘇原沢上町 1 - 1 9
2 4 中央小学校	各務原市各務西町 4 - 3 0 2
2 5 稲羽中学校	各務原市上戸町 5 - 4 0
2 6 中央中学校	各務原市各務西町 4 - 3 5 8 - 1
2 7 各務原市学校給食センター	各務原市各務おがせ町 6 - 2

様式第2号（第4条関係）

各務原市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書

年 月 日

（宛先）各務原市教育委員会

各務原市が発注する学校給食用物資納入業者に係る登録を（申請・変更）
します。

1. 申請者

所在地又は住所			
商号又は名称			
代表者職氏名			
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			
担当者氏名		担当者連絡先	
事務所・工場等所在地及び名称			

2. 事業及び施設概要

業務形態		事業開始年月日	
従業者数		学校給食納入年数	
過去2年間の学校給食納入実績			
検便の実施			
配送能力			
施設概要			
使用水源			
その他			
備考			

3. 納入物資の品目と配送先

（1）共同購入物品

--

（2）随時購入物品

--

（3）主食等

--

各務原市教育委員会 宛

所在地
名 称
代表者

誓 約 書

私は、各務原市学校給食用物資納入業者として登録申請するに当たって、次の事項を誓約します。

1. 学校給食の意義、役割を理解し、食品に関する法律およびその他の関連法令等を遵守すること。
2. 学校給食用物資の納入にあたって契約を交わす場合は、仕様書を遵守すること。
なお、契約を交わさない場合は、各務原市学校給食用物資納入仕様書（別紙1）に基づき納品すること。
3. 学校給食の持つ公共性から、鮮度の高い良質な物資を可能な限り低廉な価格で納入するよう努力すること。
4. 納入物資については、店舗・倉庫等の環境衛生とともにその取り扱いには細心の注意を払い、不適格品及び不良品のないよう万全を期すること。
5. 納入物資に品質不良、異物混入など、市の指定した規格に適合しない場合は、直ちに返品、交換等の処置をとること。
6. 各務原市教育委員会が随時の立ち入り検査等を行う場合は、速やかに応じること。
7. 製造・加工・配送に携わる従業員全員の検体検査（検便）を1カ月に1回以上実施し、その結果を各務原市教育委員会へ提出すること。
8. 納入物資が児童生徒の罹病原因と立証されたときは、その損害に対して十分な責任を負うこと。
9. 登録により生ずる権利及び義務については、第三者に譲渡しないこと。
10. 暴力団排除措置対象者であり、又は法人であって、その役員若しくは従業員のうち暴力団排除措置対象者に該当する者がいることによる契約解除に伴い生じる一切の損害について、各務原市教育委員会に請求しないこと。
11. 以上の内容に反したことを理由に、学校給食用物資納入業者登録の取消しを受けた場合でも、一切意義を申し立てず、いかなる補償も求めないこと。
12. その他各務原市教育委員会の指示に従うこと。

様

各務原市教育委員会

年度 各務原市学校給食用物資納入業者登録通知書

申請のありました各務原市学校給食用物資納入業者の登録について、下記の通り決定したので通知します。

記

年度 各務原市学校給食用物資納入業者として認める。

1 登録番号

2 登録期間

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

各務原市教育委員会 宛

所在地
名 称
代表者

各務原市学校給食用物資納入業者登録廃止届

次のとおり各務原市学校給食用物資納入業者としての登録の廃止を届け出ます。

1 廃止理由

2 廃止年月日